

令和4年度地域別最低賃金改定状況

最低賃金が改定されます。

都道府県の令和4年度地域別最低賃金額及び発効年月日は、以下のとおりです。

また、平成14年度から令和3年度までの地域別最低賃金改定状況については、「令和4年度地域別最低賃金改定状況」の下に掲載しています。

都道府県名	最低賃金時間額【円】		発効年月日
北海道	920	(889)	令和4年10月2日
青森	853	(822)	令和4年10月5日
岩手	854	(821)	令和4年10月20日
宮城	883	(853)	令和4年10月1日
秋田	853	(822)	令和4年10月1日
山形	854	(822)	令和4年10月6日
福島	858	(828)	令和4年10月6日
茨城	911	(879)	令和4年10月1日
栃木	913	(882)	令和4年10月1日
群馬	895	(865)	令和4年10月8日
埼玉	987	(956)	令和4年10月1日
千葉	984	(953)	令和4年10月1日
東京	1072	(1041)	令和4年10月1日
神奈川	1071	(1040)	令和4年10月1日
新潟	890	(859)	令和4年10月1日
富山	908	(877)	令和4年10月1日
石川	891	(861)	令和4年10月8日
福井	888	(858)	令和4年10月2日
山梨	898	(866)	令和4年10月20日
長野	908	(877)	令和4年10月1日
岐阜	910	(880)	令和4年10月1日
静岡	944	(913)	令和4年10月5日
愛知	986	(955)	令和4年10月1日
三重	933	(902)	令和4年10月1日
滋賀	927	(896)	令和4年10月6日
京都	968	(937)	令和4年10月9日
大阪	1023	(992)	令和4年10月1日
兵庫	960	(928)	令和4年10月1日
奈良	896	(866)	令和4年10月1日
和歌山	889	(859)	令和4年10月1日
鳥取	854	(821)	令和4年10月6日
島根	857	(824)	令和4年10月5日
岡山	892	(862)	令和4年10月1日
広島	930	(899)	令和4年10月1日
山口	888	(857)	令和4年10月13日
徳島	855	(824)	令和4年10月6日
香川	878	(848)	令和4年10月1日
愛媛	853	(821)	令和4年10月5日

高知	853	(820)	令和4年10月9日
福岡	900	(870)	令和4年10月8日
佐賀	853	(821)	令和4年10月2日
長崎	853	(821)	令和4年10月8日
熊本	853	(821)	令和4年10月1日
大分	854	(822)	令和4年10月5日
宮崎	853	(821)	令和4年10月6日
鹿児島	853	(821)	令和4年10月6日
沖縄	853	(820)	令和4年10月6日
全国加重平均額	961	(930)	—

※括弧書きは、令和3年度地域別最低賃金

[平成14年度から令和3年度までの地域別最低賃金改定状況\[242KB\]](#)

[最低賃金に関するセルフチェックシート\[25KB\]](#)

担当：労働基準局賃金課指導係（内線5546）



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話：03-5253-1111(代表)
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.